

船内労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン

1. ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、第9次船員災害防止基本計画に基づき、各会社が行う自主的な労働安全衛生管理に関する仕組みを示すものであり、船員法の規定に基づき船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し船舶所有者が遵守すべき具体的な措置を定めるものではない。

2. マネジメントシステム構築の意義及びガイドラインの目的

船員災害の防止を図るとともに、船員の健康の増進及び快適な作業環境の形成の促進を図るためには、会社が自主的に自らの財産である船員を危険から保護するよう事前に十分な予防措置を講じるとともに、船内の安全衛生水準を継続的にスパイラルアップさせていくことが重要である。このため、会社が船員の協力の下で、P D C Aサイクルをベースとした船内の労働安全衛生マネジメント体制を構築していく必要がある。

このガイドラインは、船内の労働安全衛生に関する方針の表明、方針に基づく目標の設定、目標を達成するための計画の作成・実施及び運用、計画の実施状況等の定期的な点検・改善及びこれら一連の過程の見直しを継続的に実施する労働安全衛生管理に関する仕組み（船内労働安全衛生マネジメントシステム）について準拠すべき事項を定め、各会社における船内労働安全衛生マネジメント体制の構築を推進するための指針となるものである。

このマネジメントシステムは、各会社に導入され、船内労働安全衛生水準の向上に効果的な管理体制が構築されることはもとより、各会社において既に導入されている船舶の安全に関する管理システムと同時に運用されることにより、会社の安全文化の発展に相乗効果をもたらすことが期待される。

3. 適用

このガイドラインは、すべての船舶に適用することができる。

4. 用語の定義

- (1) 「会社」とは、船舶所有者又は船舶管理者若しくは裸用船者のようなその他の組織若しくは個人であって、船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けた者をいう。
- (2) 「総括安全衛生管理者」とは、船員災害を防止するための管理業務を総括管理するために会社から選任された者をいう。
- (3) 「船内労働安全衛生方針」とは、船舶における安全衛生水準の向上を図るために会社が表明する船内の労働安全衛生に関する基本的な考え方をいう。
- (4) 「船内労働安全衛生目標」とは、船内労働安全衛生方針に基づいて会社が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。
- (5) 「船内労働安全衛生計画」とは、船内労働安全衛生目標を達成するために会社が一定期間内に船内で実施する具体的な事項、日程等について定める計画をいう。
- (6) 「船内労働安全衛生規程」とは、会社において定めた船内の安全衛生に関する規程をいう。
- (7) 「リスクアセスメント」とは、船員災害を生じさせる可能性がある物又は状況（ハザード）から生じる船員災害が発生する可能性とその結果発生する船員災害のひどさの組合せ（リスク）を評価する過程をいう。
- (8) 「リスク低減措置」とは、リスクアセスメントの結果得られたリスクを除去又は低減するための措置をいう。
- (9) 「緊急事態」とは、船員災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- (10) 「システム監査」とは、船内労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、船内労働安全衛生計画の期間を考慮して会社が行う調査及び評価をいう。

5. 船内労働安全衛生方針の表明

会社は、次の事項を含む船内労働安全衛生方針を表明し、船員及び従業員に周知する。

- (1) 船員災害の防止を図ること。
- (2) 船員の協力の下に、船内において安全衛生活動を実施すること。
- (3) 法又はこれに基づく命令、船内労働安全衛生規程等を遵守すること。

- (4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況の継続的改善を実施すること。

6. 体制の整備

会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行う。

- (1) 船内労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- (2) 会社と船舶との間の連携を図るため、船内の労働安全衛生状況を監視するとともに、経営責任者に直接接することができる総括安全衛生管理者を選任すること。
- (3) 船内において、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施できるよう船長に対し必要な支援を行うこと。
- (4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムを担当するすべての者の役割、責任及び権限を定めるとともに、船員及び関係する者に周知すること。
- (5) 船員に対して船内労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。

7. 船員の意見の反映

会社は、船内労働安全衛生目標の設定並びに船内労働安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、船内安全衛生委員会の活用等船員の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船員の意見を反映する。

8. リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施

- (1) 会社は、船員の就業に係るリスクアセスメント及びリスク低減措置の手順を定めるとともに、この手順に基づき各船舶において継続的にリスクアセスメントが実施されるよう確保する。
- (2) 会社は、原則として次に掲げる優先順位でリスク低減措置を決定する。
 - ① 危険な作業の廃止・変更
 - ② 安全装置の設置等の工学的対策
 - ③ 作業方法の改善、マニュアルの整備等の管理的対策

④ 個人用保護具の使用

9. 船内労働安全衛生目標の設定

会社は、船内労働安全衛生方針に基づき、船員災害の発生状況等を踏まえ、一定の期間を限り、船内労働安全衛生目標を設定するとともに、当該目標を船員及び従業員に周知する。

10. 船内労働安全衛生計画の作成

会社は、船内労働安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、8.の実施内容並びに実施時期及び日常的な労働安全衛生活動に係る事項等の内容とする船内労働安全衛生計画を作成する。

11. 文書作成・管理

会社は、次の事項を文書により定めるとともに、適切に管理する。

- (1) 船内労働安全衛生方針
- (2) システム担当者の役割、責任及び権限
- (3) 船内労働安全衛生目標
- (4) 船内労働安全衛生計画
- (5) 船員の意見の反映手順
- (6) 災害発生時の原因調査及び改善手順
- (7) システム監査手順
- (8) その他会社が必要と判断した文書
- (9) 上記(1)から(8)までの文書を管理する手順

12. 船内労働安全衛生計画の実施等

会社は、船内労働安全衛生計画が適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船内労働安全衛生計画が実施されるよう確保する。

13. 緊急事態への対応

会社は、あらかじめ、緊急事態が発生した場合に船員災害を防止するための手順を定めるとともに、これに基づき適切に対応する。

14. 船員災害発生原因の調査等

会社は、船員災害等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、船員災害等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する。

15. 船内労働安全衛生計画の実施状況等の点検、改善

会社は、船内労働安全衛生計画の実施状況等の定期的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船内労働安全衛生計画の実施状況等の点検及び改善を実施する。

16. システム監査

会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に機能していることを確認するため、定期的にシステム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施する。

17. 記録

会社は、次の事項を記録するとともに、当該記録を保管する。

- (1) 船内労働安全衛生計画の実施状況
- (2) 船員災害に関する報告
- (3) システム監査の記録

18. システムの見直し

会社は、システム監査の結果を踏まえ、定期的に船内労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行う。

19. 継続的改善

会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に機能するように継続的に改善措置を行う。